

1. 件名：新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談
（柏崎刈羽6、7号炉）

2. 日時：令和3年2月18日 16時30分～16時35分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

担当者2名

東京電力ホールディングス株式会社：

担当者1名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所の特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請に係る説明資料について提出があった。

6. その他

提出資料：

資料1・・・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）補足説明資料

<緊急時制御室 有毒ガス防護について>

資料2・・・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉特定重大事故等対処施設の設置について<緊急時制御室：有毒ガス防護に関する規則改正>

資料3・・・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉特定重大事故等対処施設の設置について<緊急時制御室：有毒ガス防護に関する規則改正>

コメント回答

資料4・・・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）本文

<緊急時制御室 有毒ガス防護について>

資料5・・・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設に係る原子力事業者の技術的能力）本文

資料6・・・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設に係る原子力事業者の技術的能力）補足説明資料

資料7・・・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉特定重大事故等対処施設の設置について<添付書類五>

資料 8・・・ 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則第 5 条第 2 項第 1 1 号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 本文

資料 9・・・ 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則第 5 条第 2 項第 1 1 号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 補足説明資料

資料 10・・・ 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）補足説明資料

<故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項>

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条に定める不開示情報を含むため、平成 27 年 1 月 14 日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。

以上